

意見募集案件	北広島市立地適正化計画の改訂について
担当課	企画財政部 企画課 電話 011-372-3311 内 3606

意見募集期間	令和 6 年 1 月 4 日(木)から令和 6 年 2 月 2 日(金)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(企画課)及び各出張所 ◇エルフィンパーク市民サービスコーナー、図書館(本館)、中央公民館 ◇北広島団地住民センター、ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島 1 月 1 日号(概要のみ)
意見の提出方法 ・提出先	<ul style="list-style-type: none"> ・書面(様式自由)による提出 ・オンラインによる提出(市ホームページから提出) ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名・電話番号・対象案件を記入のこと <p>※住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。</p> <p>※市外にお住まいの方は、北広島市との関係を記入してください。(通勤・通学等)</p>
	<p>企画財政部 企画課</p> <p>郵便番号 061-1192 (住所不要)</p> <p>電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-3850</p> <p>電子メールアドレス: kikaku@city.kitahiroshima.lg.jp</p>
検討結果の公表 予定時期	令和 6 年 2 月下旬頃 ※提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページで公表します。
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由</p> <p>本市を取り巻く情勢の変化に対応し、持続可能で利便性の高い都市構造を実現するため「北広島市立地適正化計画」を改訂します。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要)</p> <p>別添「北広島市立地適正化計画(改訂案)」のとおり</p> <p>(3) その案の根拠となる法令等</p> <p>都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等)</p> <p>立地適正化計画の方針に基づき、誘導区域への都市機能の誘導施策を進めます。</p>
対象となる政策等 の原案	別添「北広島市立地適正化計画(改訂案)」
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント後のスケジュール <p>寄せられた意見を参考に、令和 6 年 3 月に「北広島市立地適正化計画」の改訂・公表を予定しています。</p>